

診療報酬改定に係る掲示

2024年6月1日

○医療情報の活用について

(医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算)

質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者さんに対し、受診歴・薬剤情報等、必要な情報を取得・活用して診療を行います。

○生活習慣病管理料

2024年診療報酬改定に伴い、脂質異常症・高血圧・糖尿病のいずれかを主病とする患者様におかれましては、これまでの「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へと移行します。この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定や指導内容等を記載した療養計画書を作成し、初回時のみ署名（サイン）をいただく必要がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、病状により28日以上長期処方またはリフィル処方箋の交付が可能です。

※ただし、病状等含め医師の判断のもととなります。